

防災センターについて

1 防災センターに係る現行法令の位置付け

●消防法施行規則

第 12 条

(略)

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイからハまでに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤（消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。以下同じ。）を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

イ 令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

（イ）延べ面積が五万平方メートル以上の防火対象物

（ロ）地階を除く階数が十五以上で、かつ、延べ面積が三万平方メートル以上の防火対象物

ロ 延べ面積が千平方メートル以上の地下街

ハ 次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

（イ）地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上の防火対象物

（ロ）地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二万平方メートル以上の特定防火対象物

（ハ）地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

2 防災センターに係る市町村火災予防条例の規定例

◆東京都 火災予防条例

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理)

第五十五条の二の二 次に掲げる防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等は、防災センターにおいて集中して管理しなければならない。

- 一 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が十一以上で延べ面積が一万平方メートル以上のもの又は地階を除く階数が五以上で延べ面積が二万平方メートル以上のもの
- 二 令別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
- 三 令別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が十五以上で延べ面積が三万平方メートル以上のもの
- 四 前三号に掲げる防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物で、延べ面積が五万平方メートル以上のもの

2 前項に規定する防災センターにおいて消防用設備等又は特殊消防用設備等を集中して管理しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、監視、操作等を行うための装置の機能、方法その他当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する計画を消防総監に届け出なければならない。

(昭五〇条例四五・追加、昭五五条例六四・平二条例七二・平四条例一六・平八条例八七・平九条例四五・平一六条例一二八・平一七条例一二七・平一八条例一四二・一部改正)

(防災センター要員)

第五十五条の二の三 前条第一項各号に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、消防総監が定める防災センター技術講習又は次項に規定する防災センター実務講習を修了し、消防総監が定める修了証(以下「防災センター要員講習修了証」という。)の交付を受け、かつ、第六十二条の四第一項に規定する自衛消防技術認定証を有している者のうちから、防災センターにおいて監視、操作等の業務に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う者(以下「防災センター要員」という。)を規則で定めるところにより、前条第一項に規定する防災センターに置かなければならない。

2 防災センター要員講習修了証の交付を受けている者は、当該修了証の交付を受けた日から五年以内に消防総監が定める防災センター実務講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

(平一八条例一四二・追加)

(防災センターの構造、機能等)

第 11 条の 3 の 2 条例第 55 条の 2 の 2 第 1 項の規定による防災センターの構造、機能等は、次のとおりとする。

- (1) 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)又はその直上階若しくは直下階で外部からの出入りが容易な位置にあること。
- (2) 壁、柱及び床を耐火構造(主要構造部(建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。))が耐火構造以外の防火対象物にあつては、不燃材料とすることができる。)とし、窓及び出入口には防火戸(出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられており、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げが不燃材料としたものであること。
- (3) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない措置が講じられていること。
- (4) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が設けられている場合には、当該風道の部分の給気口及び排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができる建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備(第 2 号の規定により、主要構造部が耐火構造以外の防火対象物で壁、柱及び床を不燃材料としたものにあつては、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備)が設けられていること。
- (5) 消防用設備等の監視、操作等及び災害時における防災活動に必要な広さであること。
- (6) 消防用設備等の作動と連動し、又はこれに附属する装置(以下『連動装置等』という。)は、火災の警戒、発見、通報、消火若しくは拡大防止又は避難の誘導等に有効に活用することができるものであり、かつ、当該消防用設備等の機能に障害を与えないものであること。
- (7) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。

2 条例第 55 条の 2 の 2 第 2 項の規定による届出は、次に掲げる図書を添えて別記第 2 号様式の 2 の届出書により行わなければならない。

- (1) 集中管理する消防用設備等の操作盤及び制御装置等並びに連動装置等の配置図、立面図、システム構成図、連動機能表、機器相互の接続図、仕様書及び取扱方法を記載した図書並びに防災センター管理計画並びに防災センターの平面図、構造図及び室内仕上表
- (2) 連動装置等が消防用設備等に与える影響及び当該連動装置等の有効性について記載した図書
(昭 50 規則 174・追加、昭 55 規則 47・平 4 規則 71・平 9 規則 66・平 11 規則 72・平 12 規則 368・一部改正)

◆横浜市火災予防条例

(防災センターの設置)

第 68 条の 2 次に掲げる防火対象物には、防災センターを設けなければならない。

- (1) 令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物のうち階数(地階を除く。以下この号において同じ。)が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のもの又は階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 平方メートル以上のもの(同表(16)項イに掲げる防火対象物で、同表(5)項口の用途に供する部分とその他の用途に供する部分が、令第 8 条の規定に該当する場合には、同表(5)項口の用途に供する部分を除いた部分の階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のもの又は階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 平方メートル以上のもの)
- (2) 令別表第 1(16 の 2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 平方メートル以上のもの
- (3) 前 2 号に掲げる防火対象物以外の令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)で、延べ面積が 50,000 平方メートル以上のもの
(平 7 条例 10・一部改正)

(防災センターの要員の資格)

第 68 条の 3 前条の防災センターにおいて防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者は、令第 4 条の 2 の 8 第 3 項各号のいずれかに掲げる者をもって充てるものとする。

(平 21 条例 40・追加)

◆横浜市火災予防規則

(防災センターの基準)

第 21 条の 2 条例第 68 条の 2 に規定する防災センターの位置、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 直接地上へ通じる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階であって、屋外からの進入が容易にできる位置にあること。
- (2) 壁、柱及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。
- (3) 開口部には、防火戸を設けること(出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する装置を有するものに限る。)
- (4) 壁、床及び天井を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には、建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備であって、同条第 16 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けること。
- (5) 防災センターである旨を表示した標識を設けること。
(平 4 規則 67・平 7 規則 53・平 12 規則 157・一部改正)

(防災センターの設置等)

第 50 条の 4 の 2 次に掲げる防火対象物にあつては、施行規則第 12 条第 1 項第 8 号に規定する防災センター(以下「防災センター」という。)を設置しなければならない。

- (1) 令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 延べ面積が 50,000 平方メートル以上であるもの
 - イ 地階を除く階数が 15 以上であつて、かつ、延べ面積が 30,000 平方メートル以上であるもの
 - (2) 令別表第 1(16 の 2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 平方メートル以上であるもの
 - (3) 令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するものであつて、かつ、総合操作盤(総合操作盤の基準を定める件(平成 16 年消防庁告示第 7 号)に定めるものをいう。以下同じ。)が設置されているもの
 - ア 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートル以上であるもの
 - イ 令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が 5 以上であつて、かつ、延べ面積が 20,000 平方メートル以上であるもの
 - ウ 地階の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上であるもの
- 2 防災センターにおいては、消防用設備等の監視、操作等を集中して行わなければならない。
- 3 防災センターの設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 防災センターは、避難階に設けること。ただし、当該防災センターから直接地上に通ずる直通階段を設けた場合は、この限りでない。
 - (2) 防災センターには、2 以上の出入口を設け、うち、1 以上の出入口は、直接地上に通ずるものとする。
 - (3) 防災センターは、他の部分と防煙区画及び防火区画をしたものであること。
 - (4) 防災センターの照明設備には、有効な照度が確保できるよう非常電源を附置すること。
 - (5) 前号の規定により附置する非常電源は、施行規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定の例により設置し、及び維持すること。

3 防災センターに係る指針等

抜粋

総合消防防災システムガイドラインについて

(平成9年9月16日消防予第148号消防庁予防課長)

各都道府県消防主管部長

消防防災システムのインテリジェント化については、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」(昭和61年12月5日付け消防予第171号)[2-2009頁参照]により、推進をお願いしているところであり、運用開始から約10年を経過し、近年増加しつつある大規模、高層、深層等の防火対象物における総合的な防火安全対策の確保を図るうえで、相当の効果をあげていると認められるところである。

一方、防火対象物の大規模化、高層化、深層化、用途・使用形態等の複雑多様化は、ますます進展している状況にある。このような防火対象物は、単に法令の規定によるのみでは適切な防火安全対策が必ずしも確保されがたいものであり、当該防火対象物の実状に即した総合的な防火安全対策を講じることが不可欠である。その方策としては、防火対象物全体で一体的に機能する、総合操作盤を中心とする総合消防防災システムを構築することが、設置後における管理運営と防火管理を行ううえで合理的である。

今般、総合消防防災システムを防火対象物の実状に即したものとして構築するための基本的な考え方、具体的な達成手段等について、別添「総合消防防災システムガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)をとりまとめたので、下記の事項に留意し、消防防災システムのインテリジェント化の推進に活用されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 総合消防防災システムの構築を推進すべき防火対象物について

ガイドラインに基づき総合消防防災システムの構築を推進すべき防火対象物については、消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件(平成9年消防庁告示第1号)に該当する防火対象物のうち、高さが60メートルを超えるもの、延べ面積が8万平方メートル以上のもの又は延べ面積が千平方メートル以上の地下街とする。

なお、この規模に達しない防火対象物についても、必要に応じて、総合消防防災システムの構築を推進することが望ましい。

(中略)

第2 防災センターの機能等

消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件(平成9年消防庁告示第1号)に該当する防火対象物では、監視操作等のための消防用設備等ごとの操作盤又は総合操作盤を防災センター等(防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所(常時人がいる場所に限る。))に設置することとされている。

以下に、防災センターの機能等のあり方を示すので、防災センターの計画、設計の参考とされたい。

1 防災センターの位置

防災センターは、原則として 1 階(避難階)に設けるとともに、次の条件を満足する必要がある。なお、1 階(避難階)以外の階に設ける場合には、1 階(避難階)からの専用の経路を有するなど、その独立性を確保することが必要である。

- (1) 非常用エレベーター及び特別避難階段に容易に近づける位置であること。
- (2) 消防隊の進入口から近い位置であること。

また、進入経路は防災センターに容易に至ることができるものであるほか、次によること。

ア 超高層建築物にあつては、道路、広場から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は 2 以上とし、当該建築物の直近まで通じていること。

イ 消防車の進入路等に設けてある門、扉等は、消防隊により容易に開放できる構造であること。

ウ 通路の幅員は、5m 以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は、通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。

エ 通路は、梯子車の通行に支障のない耐力(総重量 20t)を有する構造であること。

2 防災センターの構造

防災センターは、当該防火対象物において火災が発生した場合に鎮火に至るまでの活動の拠点となるものであり、他の部分と比較してより充実した防火安全対策を講じておくことが求められることから、次に掲げるような構造を有することが必要である。

- (1) 壁、柱及び床を耐火構造(主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあつては、不燃材料とする。)とし、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料としたものであること。
窓及び出入口には甲種防火戸(出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられていること。
- (2) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が設けられている場合には、当該風道部分の給気口及び排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができるダンパー等が設けられていること。
- (3) 入口の見やすい箇所には、防災センターである旨が表示されていること。
- (4) 常用の照明が消えた場合にあつても、有効な照度を確保できる設備を設けること。
- (5) 防災センターの換気、暖房、冷房設備は、専用の設備であること。
- (6) 防災センターは、消防用設備等の監視、制御、操作及び点検が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した広さ(おおむね 40~50 m²以上)であること。
- (7) 防災センター内に、当該要員が仮眠、休憩をする部分がある場合には、当該部分は防火区画されており、かつ、情報連絡のための措置が講じられていること。
- (8) 防災センターの総合操作盤、操作盤等は、直接耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定されているか、同様に固定された卓等に堅固に固定されていること。
- (9) 操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災センター要員等からの情報提供等が有効に行えるよう配置されていること。

3 防災センターと中央管理室の一体化

- (1) 一体化によるメリットと信頼性の確保

防災上の管理運営が一元化されるためには、消防用設備等だけでなく、一般設備を含めた設備全体の作動表示及び制御等の状態監視が防災センターで一括して行えることが望ましい。また、防災センターと中央管理室等の機能と役割を一体化した場合、館内の状況の把握が可

能となり、適切な消防活動が行えるだけでなく、防災センター要員と管理要員の災害対応が円滑に行われ、設置スペース、防災要員数の節減等の経済的なメリットも生じる。

しかしながら、このような取扱いをする場合には、防災センター要員としての知識、技術を有する者を適正に配置して防災センターの機能維持を図るとともに、総合消防防災システムと中央監視制御システムの監視制御装置を一体化するものにあつては、故障時のバックアップ、監視制御装置の二重化及び消防防災システムに係る情報処理の優先等の信頼性の確保を図る必要がある。

(2) 防災センターの設置階

中央管理室は、設備機械室の付近に設置されることが多いため、防災センターとの一体化を図る場合は、必ずしも1階(避難階)とならない可能性がある。この場合において、防災センターを1階(避難階)以外の階に設置する場合には、前1によるほか、次の条件を満たす必要がある。

ア 防災センターへの消防隊進入路は、在館者の避難経路と分離され、消防隊が容易に進入できること。

イ 進入路の壁、柱及び床は耐火構造とするとともに、室内の仕上げは不燃材料とすること。

ウ 進入路には、排煙設備、スプリンクラー等の消火設備、非常照明、非常警報設備等を設け、消防隊が安全に進入できる設備を設けること。

エ 進入口から防災センターへの距離は、適切であること。

オ 進入路の通路幅は、十分な広さを備えていること。

4 サブ防災センターの設置

総合消防防災システムは、原則として防災センターに総合操作盤を設置し、一括して管理をする必要がある。

しかし、用途、利用形態が複雑化した大規模防火対象物では、防災情報が多くなり、防災設備の管理を1ヶ所に集中した場合は、情報が輻輳し、システムの機能が十分活かされない可能性がある。このことから、防火対象物の空間を用途、規模等によりブロック単位で分割し、防災情報を管理できる体制とするため、各ブロックにサブ防災センターの設置を検討する必要がある。

サブ防災センターを設置する場合には、防災センターとの連携が重要となることから、情報伝達システムを充実し、相互の監視、操作を可能とする設備とするとともに、所要の人員体制を確保して災害発生時の対応が円滑となるよう措置する必要がある。



大規模建築物群等における 防火安全対策報告書

平成5年3月

自治省 消防庁

委託先 財団法人 日本消防設備安全センター

3 研究体制

本研究は、学識経験者、関係団体、消防行政関係者からなる「大規模建築物群等における防火安全対策研究委員会」及び「大規模建築物群等防火安全対策研究専門部会（第1部会、第2部会）」を設置して進めたものである。

構成メンバーは次のとおりである。

「大規模建築物群等防火安全対策研究委員会」（順不同）

委員長	岸谷孝一	日本大学理工学部教授
委員長代行	守屋秀夫	千葉大学工学部教授
委員	松本洋一郎	東京大学工学部教授
〃	辻本誠	名古屋大学工学部助教授
〃	江口義宏	ホーチキ(株)防災事業推進部部长
〃	折原明男	(株)日建設理事技師長
〃	小林和生	松下電工(株)IBSエンジニアリングセンター部長
〃	佐取朗	セコム(株)技術担当補佐兼センシング技術部長
〃	高野公男	(株)マヌ都市建築研究所所長
〃	塚平文彦	三菱地所(株)九州支店長
〃	林孝尚	東京建物(株)ビル管理部長
〃	矢代嘉郎	清水建設(株)技術研究所計画技術研究部主席研究員
〃	柳喜一郎	鹿島建設(株)設計・エンジニアリング総事業本部設備設計部長
〃	次郎丸誠男	自治省消防庁予防課長
〃	寺村映	自治省消防庁予防課予防専門官
〃	亀井浅道	消防研究所第3研究部長
〃	廣田浩雄	東京消防庁予防部長
〃	清水信一	横浜市消防局予防部長
〃	吉田清治	大阪市消防局予防部長
〃	古本準一	北九州市消防局警防部長

・ 放送設備の活用

- ・ 非常文字表示装置の活用（聴覚障害者等が利用する施設にあっては効果的である。）
 - ・ 点滅（キセノンランプ）形地区警報装置の活用（視聴覚障害者等が利用する施設にあっては効果的である。）
- 等により火災情報を伝達するとともに、
- ・ 点滅形誘導音装置付誘導灯の活用（視聴覚障害者等が利用する施設にあっては効果的である。）
 - ・ 光走行式避難誘導装置の活用（視聴覚障害者等が利用する施設にあっては効果的である。）
- 等により避難方向の示唆を行うことが可能であるが、防災要員等による避難誘導も併せて行うことが望ましい。

4 大規模建築物群等に適した消防防災体制のあり方

従来、一の防火対象物には、一の防災センターがあるだけのものが多かったが、大規模建築物群等においては、次のような問題がある。

- ・ 防災センターは、火災時に指令塔として非常に多くの対応を行わなければならないため、火災の状況に応じた避難誘導等が十分に行えず、混乱が生じる危険性がある。
- ・ 防災センターから建築物の一番遠い場所まで行くのに多くの時間を要し、この近傍で火災が発生した場合には、対応が遅れる危険性がある。

このような問題を解消するためには、次のような消防防災体制が有効であろう。

- ・ 複数の防災センターが存する消防防災体制
- ・ 防災センターと防災サブセンターが存する消防防災体制
- ・ 防災センターと駆け付け拠点が存する消防防災体制
- ・ 上記体制の複合したもの（防災センター、防災サブセンター及び駆け付け拠点が存する消防防災体制）

複数の防災センターが存する場合は、常に指揮・命令権は各防災センターが有しており、統括防災センターにより統一的な統制を取る場合でも、統括防災センターはあくまでも防災情報の連絡調整を図ることが主となり、担当ブロックの火災情報の表示、防災要員に対する指揮、防災設備の操作等は各防災センターで行うことと

なる。

防災センターと防災サブセンターが存する場合は、火災時の指揮、命令権はあくまでも防災センターが有しており、防災サブセンターは担当ブロックの火災情報の表示、防災要員に対する指揮、防災設備の操作等は行うことができるが、必ず防災センターの指示に基づいて行うこととなる。

防災センターと駆け付け拠点が存する場合は、火災情報の表示は行えるが、防災要員に対する指揮は行えず、防災センターから指揮できるのみである。また、防災設備の操作は、防災センターの指示に基づき駆け付け拠点から行える場合と、防災センターからしか行えない場合がある。

なお、防災センター等は次のように分類することとする。

防 災 セ ン タ ー：防火対象物内の火災情報を集中的に把握でき、必要な防災設備の操作ができ、火災発生時の指揮本部等の役割を果たす場所で、24時間常駐体制のものをいう。一の防火対象物の中に複数の防災センターが存する場合は、お互いに独立した防災要員に対する指揮、命令権を持つが、統一的な統制が必要な場合は指揮、命令権を集中させた防災センター（統括防災センター）を一つ設ける必要がある。

防災サブセンター：火災時には防災センターの指揮下に入るが、日常的には防火対象物内の定められたブロックについて防災監視を行ことができ、必要に応じて防災設備の操作も行える場所をいい、監視ブロックが無人となる場合は、本センターも無人となることがある。

駆け付け拠点：防災要員の詰所的な場所で、主要な火災情報を把握するために、電話、副受信機等が設置されているが、防災要員が巡回している場合は無人となることもある。

当該防災要員は、防災センター等からの指示に基づき、火災発生場所に駆け付けるものであるが、巡回中は、防災センターと交信できる無線機等を携帯していることが望ましい。

また、ここでは、防災センター等が担当する範囲をブロック、避難等を行う防災上の範囲をエリアと称することとする。

(1) 大規模建築物群等の建築形態に応じた消防防災体制の考え方

大規模建築物群等の建築形態を分類すると、次のようなものが考えられる。

ア 高層であるもの

イ 一層の床面積が大きいもの

ウ 一棟の建築物であるが、見かけ上複数の建築物が有機的につながり合うような形態のもの

エ 別棟であるが、複数の建築物が有機的なつながりを持っているもの

オ ア～エが組み合わされたもの

これらの建築形態を念頭に置き、消防防災体制の考え方を分析すると、表-14のようになる。

表 1-4 大規模建築物群等の管理形態等に応じた消防防災体制の考え方

	建物の所有形態	日常管理形態	火災時の対応
複数の防災センターが存する消防防災体制	独立性の高い用途部分 が複数存する場合に適す る。 (管理権原者が異なる) (利用者が異なる) (利用時間が異なる)	それぞれの防災センター ごとに担当しているプロ ックの管理を行う。	基本的にそれぞれの防災センターで火災時の対応をとることとし、防災センター相互間の詳細な火災情報伝達手段を確立することが重要である。具体的には、次のような体制が考えられる。 ・ 自身の担当ブロック内から出火した防災センターでは、火災の状況を早急に把握し、防災要員に初期消火、避難誘導等の初期対応を指示するとともに、他の防災センター、消防機関等に火災情報を伝達することが重要である。 ・ 自身の担当ブロック内に出火点を有していない防災センターでは、最新の火災情報の入手に努め、担当ブロック内の在館者に不要な混乱を招かせないようにすることが重要である。 また、火災が延焼拡大すること等により、多くの在館者が危険な状態になった場合や、一の防災センターに指揮、命令権を集中させることが望ましい場合は、あらかじめ統括防災センターを定め、他の防災センターに指揮、命令を行い、統一した消防防災体制を図ることが必要である。
防災センターと防災サブセンターが存する消防防災体制	比較的独立性の高い用途部分 が複数存する場合に適す る。 (管理権原者が異なる) (利用者が異なる) (利用時間が異なる)	それぞれの防災センター 及び防災サブセンター ごとに担当しているプロ ックの管理を行う。	防災センターは、火災時に司令塔となり、火災の状況を的確に把握するとともに、防災サブセンターに対して適切な指示を出す(防災センター数が一の場合は建物全体、複数の場合は最低でも担当ブロックの表示を行うとともに、防災サブセンターに対して有効な情報伝達手段を有していることが必要である。) また、防災サブセンターは防災センターの指揮下に入り、防災センター及び自分の担当ブロック内の火災の進展状況、避難状況等を動察し、防災要員に対してきめ細かな指示を与えることが重要である(防災サブセンターでは、火災状況を把握するために、最低でも担当ブロックの詳細な表示を行う必要がある。)
防災センターと駆け付け拠点が存する消防防災体制	比較的使用が類似し、 管理が一元的に行われ ている場合に適する。 (防災センターの充実、 連絡体制の充実等に より大規模な建築物 でも採用可能)	防災センターが建築物 全体について統括的な管 理を行う。また、巡回要 員は、駆け付け拠点で防 災センターからの指示等 の必要な措置を講ずる。	防災センターで把握した火災情報により、巡回中の防災要員に必要な指示を出す。 また、巡回中の防災要員は、無線で指示を受けるか、又は、駆け付け拠点で担当ブロックの詳細な火災情報を入力し、必要な対応をとる。(駆け付け拠点は、火災状況を把握するために、最低でも担当ブロックの必要な火災等の表示を行うことが望ましい。)
上記体制の複合したもの (防災センター、防 災サブセンター及び 駆け付け拠点が存す る消防防災体制)	独立性の高い用途部分 が複数存し、独立性の高 い用途部分がそれぞれ大 規模な場合に適する。	独立性の高い用途部分 を担当している防災セン ター又は防災サブセンタ ーの指揮下に防災サブセ ンター又は駆け付け拠点 が存し、指示により必要 な措置を講ずる。	防災センター、防災サブセンター及び駆け付け拠点の数が及び指揮・命令系統により、上記消防防災体制の組み合わせられたものとなる。

(2) 大規模建築物群等の管理形態等に応じた消防防災体制のあり方

大規模建築物群等に係る消防防災体制と建物の所有形態、日常管理形態及び火災時の対応を分析すると表-15のようになる。

これらの消防防災体制の採用にあたっては、防災センター、防災サブセンター及び駆け付け拠点の位置及びそこに設置する防災設備の性能及び人的体制について、次のような要素を十分考慮して決定する必要がある。

ア 火災発生時

- ・ 火災発生時の情報処理体制
- ・ 火災発生時の情報伝達体制
- ・ 現場到着時間
- ・ 初期対応体制（通報、初期消火、避難誘導）
- ・ 公設消防隊への情報提供
- ・ 日常時から火災発生時への切替え

イ 日常時

- ・ 日常の情報連絡
- ・ 警備等防災要員が行う他の業務との関係
- ・ 故障発生時の対応

表一 1 5 大規模建築物群等の建築形態に応じた消防防災体制の考え方

	消防防災体制の考え方
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 火災時には、早急に避難を要するゾーン、火災の進展状況によっては避難を要するゾーン、特段避難を要さず不確定な火災情報による混乱防止を図るゾーン等があり、防災センターが一の場合当該防災センターの防災センター要員が、防災センターが複数ある場合はそれぞれの防災センターの防災センター要員が、担当しているブロックがどのゾーンに該当する（同じブロックでも異なるゾーンとなる場合がある。）のかを集中的に集められた防災情報を基に判断し、防災サブセンター、駆付け付け拠点は防災要員に必要な指示を出すこと。 防災センター、防災サブセンター及び駆付け付け拠点は、火災時に重要な防災拠点となることから、防火区画するとともに、非常用エレベーター又は特別避難階段の近傍に設けること。 屋上を含めた一時避難場所の計画、特別避難階段の適正な配置等やきめ細かな避難誘導が可能なように防災要員に対する火災情報の伝達方法についてあらかじめ定めおくこと、避難誘導訓練を十分に行うこと等の防災対策を講じておくこと。 防災センター、防災サブセンター及び駆付け付け拠点は、火災時に重要な防災拠点となることから、担当しているブロックの状況が最も把握しやすい位置に設けること。
高層であるという建築形態	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの防災センター、防災サブセンター及び駆付け付け拠点は、火災が相互に影響しないようにするような緩衝帯的な空間を介して接していること。
一層の床面積が大きいという建築形態	<ul style="list-style-type: none"> 防災センター、防災サブセンター及び駆付け付け拠点は、管理権原、利用者、利用時間等の状況を勘案して定めることが必要であり、お互いに防災上の影響が及ばないようすべきである。一方、ブロックを超えて避難ゾーンが存在する場合には、特に境界部分の消防防災体制のあり方についてそれぞれのブロックの担当者相互で十分調整を図ること。 火災時の避難は、最寄りの階段を用いての避難又は出火点から遠ざかる方向への水平避難となるが、放送設備や防災要員等による避難誘導が適切に行えるように検討すること。
一棟の建築物であるが、見かけ上複数の建築物が有機的つながりを持っている建築形態	<ul style="list-style-type: none"> お互いに接続している階での防災センターの担当ブロックの決定には、それぞれのブロックの管理形態、火災情報の伝達内容等を総合的に勘案し、決定すること。
別棟となるが、複数の建築物が有機的つながりを持っている建築形態	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時には、他棟の火災情報が的確に伝達できるようにシステムを構築すること。 現在、このような消防防災体制を採っている大規模建築物群等は極めて少ないと考えられるが、統括防災センターの機能・構造等を充実させ、適切に防災センター、防災サブセンター又は駆付け付け拠点を設けることにより、複数棟に対する消防防災体制を構築するものである。なお、統括防災センター以外の防災センター、防災サブセンター及び駆付け付け拠点は、統括防災センターの防災センター要員の指示に基づき、必要な初期対応を行うこととなる。

第4章 ま と め

「大規模建築物群等における防火安全対策研究委員会」では、大規模建築物群等の実態を把握するとともに、この結果を踏まえて、防災センターに勤務する者の的確な対応行動の確保方策、大規模建築物における防火管理のあり方、大規模建築物群等における消防防災体制及び総合操作盤のガイドラインの策定について検討を進めた。その結果、以下の考察が得られた。

1 防災センター要員の行動マニュアル

防災センター要員の火災時における行動等について検討し、必要な行動について「防災センター要員の火災時における行動マニュアル」として取りまとめた。

行動は、プレアラーム発報又は火災表示により開始され、消防隊の到着、消防隊への情報提供・支援までの一連の対応で構成されている。

このマニュアルは、防災センター要員に必要な知識・技能の検討の基本となるものである。

2 防災センター要員に対する講習制度

大規模建築物群等における火災を未然に防止し、被害の軽減を図るためには、消防防災設備等の設置等のハード面の対応と併せて、防災センターにおいて業務を行う要員に対し適切な教育・訓練を行い、防災センターの機能を十分に発揮する等のソフト面の対応が防火安全対策上重要である。

防災センターを構成する諸設備の監視・操作・維持管理はもとより、平常時の防火管理業務、災害発生時の自衛消防活動等を適切に実施していくためには、高度の専門的知識・技能を必要とする。

しかし、一部の都市を除き全国的には、現行法令上防災センター要員には特に定めがなく、また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者等の従来の各種資格では不十分である。このため、防災センター要員に対して体系的な教育・訓練を実施する体制を確立する必要がある、防災センター要員に必要な知識・技能についての講習制度を設ける必要がある。

3 大規模建築物の防火管理者のあり方

大規模建築物の防火安全対策のためには、防災センターの機能を的確に発揮させること

が必須であるが、このためには防火管理者が中心となって責務を果たす体制の整備が必要であり、防火管理者自身が防災センターの機能と防災センターを中心とした防火管理体制のあり方について十分認識する必要がある。

しかし従来の防火管理講習では、比較的小規模な防火対象物から大規模建築物まで、幅広い規模の防火管理者の育成を行わなくてはならず、防災センターを設置している大規模建築物については、教育時間、教育施設等の面も含めて防火管理上の必要とする知識・技能が必ずしも十分に教育されている状況とはいえないところがある。

したがって、大規模建築物における防火管理者に対しては甲種防火管理講習の修了のみではなく、防災センターを中心とした防災システムに関する知識を中心としてより高度な専門的な内容を講習等により教育する体制を整備する必要がある。

4 大規模建築物群等における消防防災体制

大規模建築物群等の建築形態上の特徴としては、高層であること、一層の床面積が大きいこと、複数の建築物が有機的なつながりを持っていること及びそれを構成する用途が多様であること等があげられる。

大規模建築物群等における消防防災体制の確立にあたっては、これらの多様な形態、用途、管理権原の区分等に適応できるよう、防災センター、防災サブセンター及び駆け付け拠点を適切に配置し運営を行うことが必要である。

5 総合操作盤のガイドラインの策定

高層建築物においては、防災設備等の作動状況の把握及び操作等を総合操作盤において行っている場合が多く、その重要性はさらに高まっている。現状では、総合操作盤は、その位置づけや機能について明確にされていない部分が多く、十分な技術水準の確保を図ることが重要である。その一方で、総合操作盤は、設置する防火対象物の形態や用途等に適合したものであることが重要であるとともに、発展する電子技術等を積極的に取り入れさらに合理的、かつ、効果的なものが開発されることが望ましい。

これらのことから、総合操作盤に具備すべき機能、具備することが望ましい機能等を定めるとともに、表示シンボルの統一、消防活動支援機能等について定める必要がある。

なお、総合操作盤の設計や維持管理を行う上では、一定の知識を有していることが必要であり、専門家の養成を行うことも重要である。